

為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月11日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市杉木5丁目7番、 8番、9番、10番、11番、 12番、13番及び14番	同左	道 路 下 水 道	砺波市栄町6番27号	株式会社米原 エステート

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和3年8月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
下新川郡朝日町月山 281番	田	177

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和3年10月31日	4年5か月	3,560円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 須沼 英俊
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

亡廣田寛相続財産

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年8月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	登記地目	現況地目	面積（平方メートル）
魚津市川縁字西川原 1287番7	原野	田	383

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年12月31日	20年	10,720円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年8月25日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

